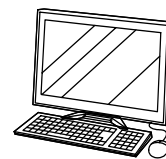


## ★ News 『電子帳簿保存法』改正・来年1月1日から

令和3年度税制改正により、『電子帳簿保存法』（『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』）が抜本的に改正され、令和4年(2022年)1月1日から施行されます。



※ 税法で保存義務が規定される帳簿書類 … 総勘定元帳、仕訳帳・売掛帳・固定資産台帳等

## ■ 『電子帳簿保存法』の構成

- ① 電子帳簿等保存 … 会計ソフトで電子的に作成した帳簿・国税関係書類をデータで保存
- ② スキャナ保存 … 紙で受領・作成した書類を画像データで保存
- ③ 電子取引 … 電子メール等で授受、ネット上からダウンロードした取引情報をデータで保存

## ■ 『電子帳簿保存法』改正のポイント

## 「電子帳簿等保存」に関する改正事項

- ① 税務署長の事前承認制度の廃止 (令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿書類に適用)  
改正前は、保存義務のある帳簿書類をデータで保存するには、電子保存の要件に従い事前に税務署への申請と承認が必要でしたが、この事前承認が不要となります。
- ② 「優良な電子帳簿」への措置 (令和4年1月1日以後に申告期限が到来する国税に適用)  
優良な電子帳簿の要件を満たし、あらかじめ税務署に届出書を提出している場合に、税務調査等で当該帳簿に申告漏れ等が認められたとき、過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。(申告に隠蔽や改ざん等の事実があるときは、適用されません。)
- ③ 「一般の電子帳簿」も電子保存が可能 (令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿書類に適用)  
最低限の要件(操作説明書等を備付け、帳簿データを画面で確認でき、ダウンロードができる)を満たす電子帳簿で、正規の簿記の原則によるものに限り電子保存が可能になります。

## 「スキャナ保存」に関する改正事項

- ① 税務署長の事前承認制度の廃止 (令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用)
- ② タイムスタンプ要件・検索要件等の緩和、適正事務処理要件の廃止 (適用…同上)
- ③ スキャナ保存の不正への罰則措置 (令和4年1月1日以後に申告期限が到来する国税に適用)  
スキャナ保存データの隠蔽や改ざん等による不正計算が認められた場合、その申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

## 「電子取引」に関する改正事項

- ① タイムスタンプ要件・検索要件の緩和 (令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用)
- ② 電子取引の取引情報は電子での保存が義務化 (令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用)  
電子取引の取引情報の出力書面の保存をもって電子的記録の保存に代える措置は廃止。
- ③ 電子取引に関連した不正への罰則措置 (令和4年1月1日以後申告期限が到来する国税に適用)  
電子取引の取引データの隠蔽や改ざん等による不正計算が認められた場合、その申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

## ★ News 消費税・インボイス導入まで2年

消費税の仕入税額控除のインボイス方式が導入される令和5年10月1日まで2年をきり、制度への対応・準備が急がれます。→田中会計事務所ニュース8月号

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>